

野々市市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(第1期計画 平成25年度～29年度)

(案)

平成24年11月22日現在

野々市市

社会福祉法人 野々市市社会福祉協議会

【目 次】

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 地域福祉とは.....	2
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	6
5 計画の策定過程.....	7
第2章 野々市市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	8
1 野々市市の概要.....	8
2 現状と課題.....	15
第3章 計画の基本的な考え方.....	20
1 計画の基本理念.....	20
2 計画の基本目標.....	21
3 圏域の考え方.....	22
4 各主体の役割.....	23
5 計画の体系.....	26
第4章 施策の展開.....	28
施策の展開の見方.....	28
1 基本目標1 市民としての第一歩、みんなで「参加」しよう！.....	30
2 基本目標2 みんなでサポート「支え合い」のまちをつくろう！.....	41
3 基本目標3 みんなが「つながるしくみ」安心のまちをつくろう！.....	52
4 基本目標4 声がきこえ、顔の見える「地域環境づくり」をしよう！.....	64
第5章 協働プロジェクト.....	74
1 のっティと共に笑顔と声が飛びかう元気なまちをつくります.....	74
2 地域のボランティアバンク ～日本一をめざそう！～.....	77
3 支え合う和と安心の囲いで住み良さアップ.....	80
4 なんでも相談してみんけえ～ ～しっかりサポートゆるやかネットワーク～.....	83
5 よっしゃ行こう 農園のあるひろば.....	85
第6章 計画の推進.....	87
1 推進体制の整備.....	87
2 計画の進行管理.....	88

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年の核家族化、少子高齢化の進行により、三世代世帯家族といった、かつての伝統的な家庭の減少や、地域住民のつながりが希薄化するなど、わが国における地域社会は変化しつつあります。さらに経済不況などが迫り、社会的な配慮が必要である高齢者、障害のある方などに対する支援の問題はもとより、青少年や中年層においても、うつ病や自殺、虐待、引きこもりなどが新たな社会問題となっています。こうした状況を背景に、地域を取り巻く福祉課題やニーズはより多様化・複雑化していることから、国や地方公共団体による支援やサービスだけでは十分に対応できない状況となってきました。

国では平成12年に「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、この法の中で、地域での生活を総合的に支援するため「地域福祉の推進」を掲げました。これからは、地方分権が進む時代であり、自分たちの住むまちは自分たちで知恵と力を出し合って住みやすいまちにしていこうという自治意識の向上、住民主体の活動や、地域ボランティア、NPOによる子育て支援、ひとり暮らし高齢者・障害のある方の生活支援など、地域の住民同士の新たな支え合い活動を推進していくことが求められます。

野々市市（以下「市」という。）でも、これまでに介護・子育て・障害・保健のそれぞれの分野で個別計画を策定し、福祉の充実に努めてきました。また、2011年（平成23年）11月11日の市制施行に伴い、市として初めての「野々市市第一次総合計画」を平成24年3月に策定しました。その総合計画の基本方針においても、地域に愛着を持つ市民の力や、地域の絆の重要性がうたわれています。

このような流れを踏まえ、多くの市民の皆さんの参画を得ながら、誰もが安心して暮らせる支え合い・助け合いのまちをめざし、市と野々市市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が一体となり「野々市市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

今後は策定に参画いただいた市民や事業所の皆さんをはじめ、より多くの方々の協力を得ながら、本計画を推進していくとともに、市、市社協が連携し、地域福祉の向上に努めます。

2 地域福祉とは

私たちは、家族、近所の人、友人、知人など、さまざまな人たちとかかわりを持ち、地域の中で暮らしています。そして、誰もがさまざまな課題や困難に直面し、また、直面する可能性を持って暮らしています。例えば、高齢になって介護が必要になる、子育て中に保育サービスが必要になる、あるいは病気や事故のために働けなくなる場合があります。さらに、ひとり暮らしの高齢者は、日頃のごみ出しや電球交換といった、ちょっとしたことにでも困難を感じます。私たちが暮らす地域には、何らかの課題や困難を抱えて支援を必要としている人が大勢います。そして、私たちの誰もがその当事者になり得ます。

こうした課題や困難に対して、私たちはまず、個人や家族で対応しています。これを「自助」といいます。

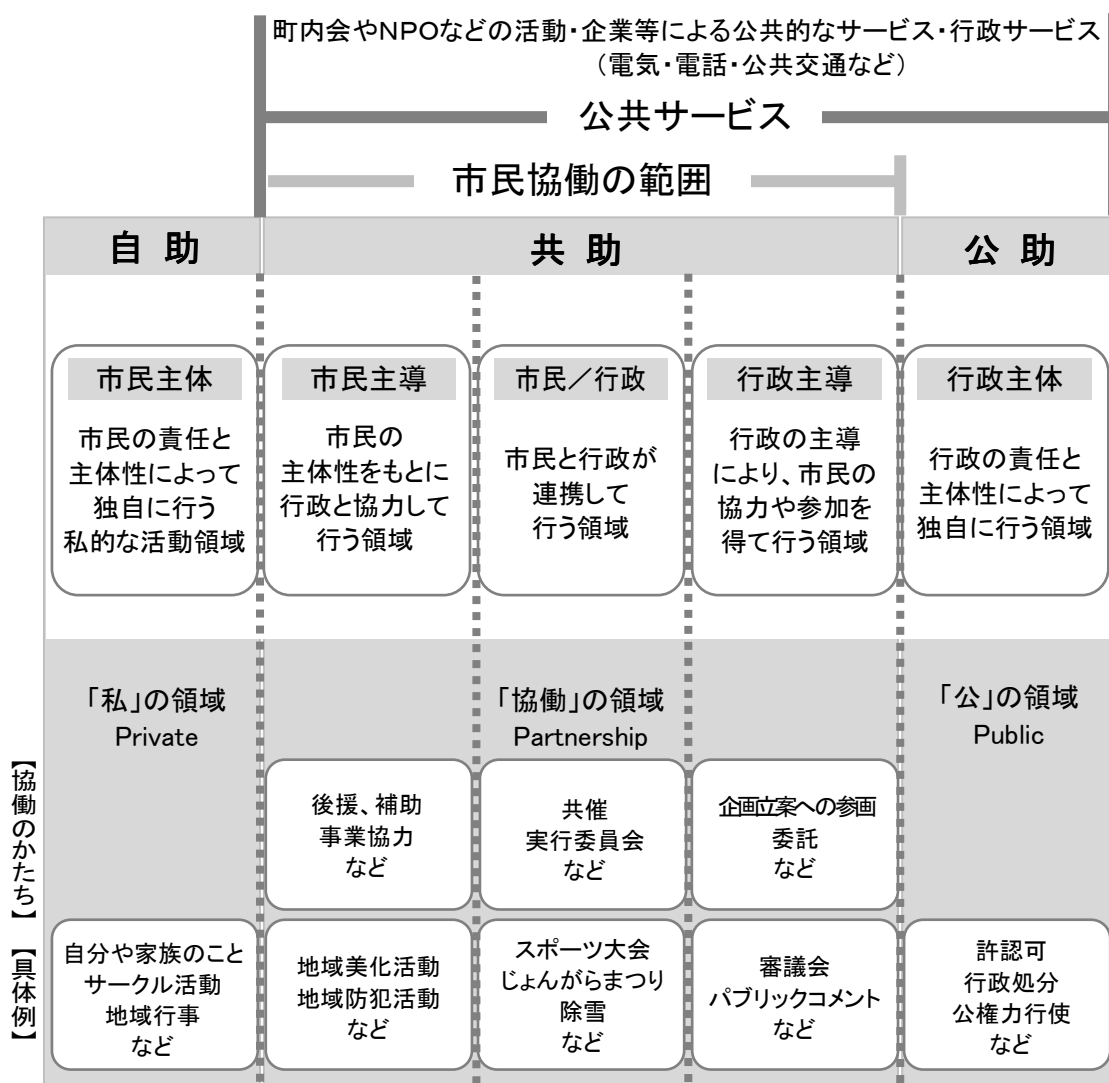
しかし、ときには個人や家族だけでは解決することができない課題や困難に直面することがあります。そういうとき、地域における市民同士の支え合いや助け合いで対応できることがあります。これを「共助」といいます。

さらに、地域でも解決できない課題や困難については、専門機関や行政などが提供する公的支援やサービスで解決するしくみが必要となります。これを「公助」といいます。

誰もが住み慣れた地域で幸せに暮らすためには、市民一人ひとりが「お互いさま」の意識を持ち、このような「自助」「共助」「公助」のしくみの中で支え合い・助け合うことが大切です。

「地域福祉」とは、こうした「自助」「共助」「公助」はもちろんのこと、「自助から共助へ」「共助から公助へ」と隙間なくつなげるために、地域社会を構成するそれぞれの立場の者が協力し合うしくみや、関係をつくっていくことです。

■ 自助・共助・公助と公共サービスの範囲の考え方（第一次総合計画より）



3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「共に生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「しくみ」をつくる計画であり、地方公共団体が行政計画として策定します。

「地域福祉活動計画」とは、主に社会福祉協議会が地域福祉を実践するために策定するものです。社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」の相互の協力を促し、地域福祉の推進を目的とする団体です。

地域福祉を進めるための理念やしくみをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実現・実行するための具体的な取り組みが「地域福祉活動計画」となります。

【社会福祉法（抜粋）】

第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

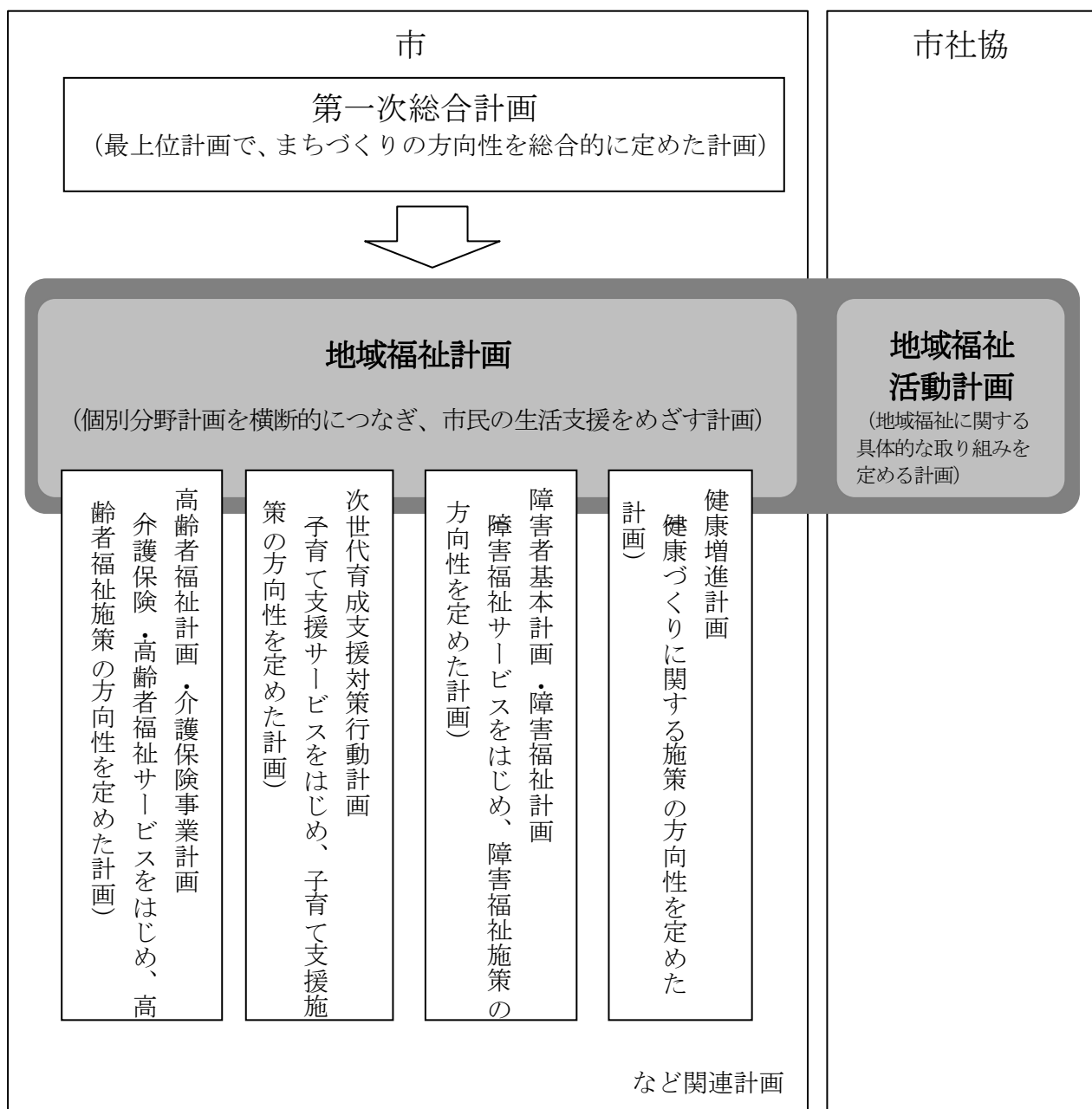
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 他計画との関係

地域福祉計画は、「第一次総合計画」を上位計画とし、地域福祉を総合的に推進する理念を定め、より具体的に福祉のまちづくりについての方向性を示すものです。また、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「次世代育成支援対策行動計画」「障害者基本計画・障害福祉計画」「健康増進計画」などの個別計画と連携し、地域福祉の観点から市民のより良い生活支援を行います。

なお、「地域福祉活動計画」は、地域福祉に関する具体的な取り組みを定める計画であることから、地域福祉計画と一体的に策定するものとします。

■他計画との関係（イメージ図）



4 計画の期間

本計画は第1期計画として策定し、計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行います。



5 計画の策定過程

本計画では、幅広く市民の意見を聴取するために、アンケート調査や地域座談会、パブリックコメントを行いました。さらに計画策定にあたって、公募市民によりテーマ別に部会を開催し、基本目標をはじめ具体的な取り組みについて検討するなど、市民の参画を重視しました。

■策定の流れと市民の参画について

